

— 尼崎市「隣地統合促進事業補助金」に関するご案内 —

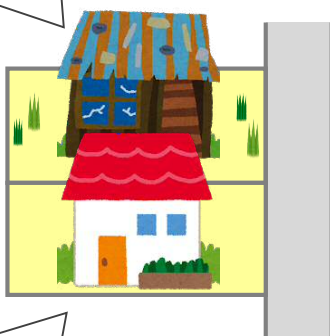
令和2年5月1日
対象地域を拡大!

「狭小地」※¹や「無接道地」※²と隣地を

統合する際に上限 **25万円** 補助します

防災街区整備地区計画区域は上限50万円補助します(対象区域は裏面をご確認ください)

空き家の処分にお悩み A さん
「ずっと管理もできないし、売りたいな」



建替え希望 B さん (狭小地所有)
「家族が増えて手狭になってきたから
今より大きい家に建替えたいな」

B さんに測量や登記費用
などを補助します



隣地統合
狭小地の解消!



A さんの土地を取得した B さん
「敷地が広がって大きい家に
暮らせることができてうれしいわ」

※1 狭小地…敷地面積が 50 m²以下の民有地 ※2 無接道地…建築基準法上の接道要件を満たしていない民有地

対象者 狭小地又は無接道地とその隣地を統合する個人又は法人

補助対象 ①測量及び明示費用 ②登記費用 ③仲介手数料 ④隣地所有者調査等に係る委託料

補助金額 上限 25 万円
防災街区整備地区計画区域内に限り上限 50 万円(区域図は裏面へ)
(当該年度の予算の範囲内での交付となります)

主な条件

- ・狭小地または無接道地と隣地は、異なる所有者であること
- ・取得する土地に建物がある場合は除却すること
- ・隣地統合後の敷地面積が尼崎市住環境整備条例の最低敷地面積の規模を満たしていること 等

申請期限 契約締結前に申請すること。まずは土地を取得する前に一度ご相談ください。

紙面の都合上、省略している部分がありますので、**まずはご相談ください**

(お問合わせ先) 尼崎市 都市整備局 都市計画部 市街地整備課
TEL : 06-6489-6620 FAX : 06-6489-6146
E-MAIL : ama-kaihatsu@city.amagasaki.hyogo.jp

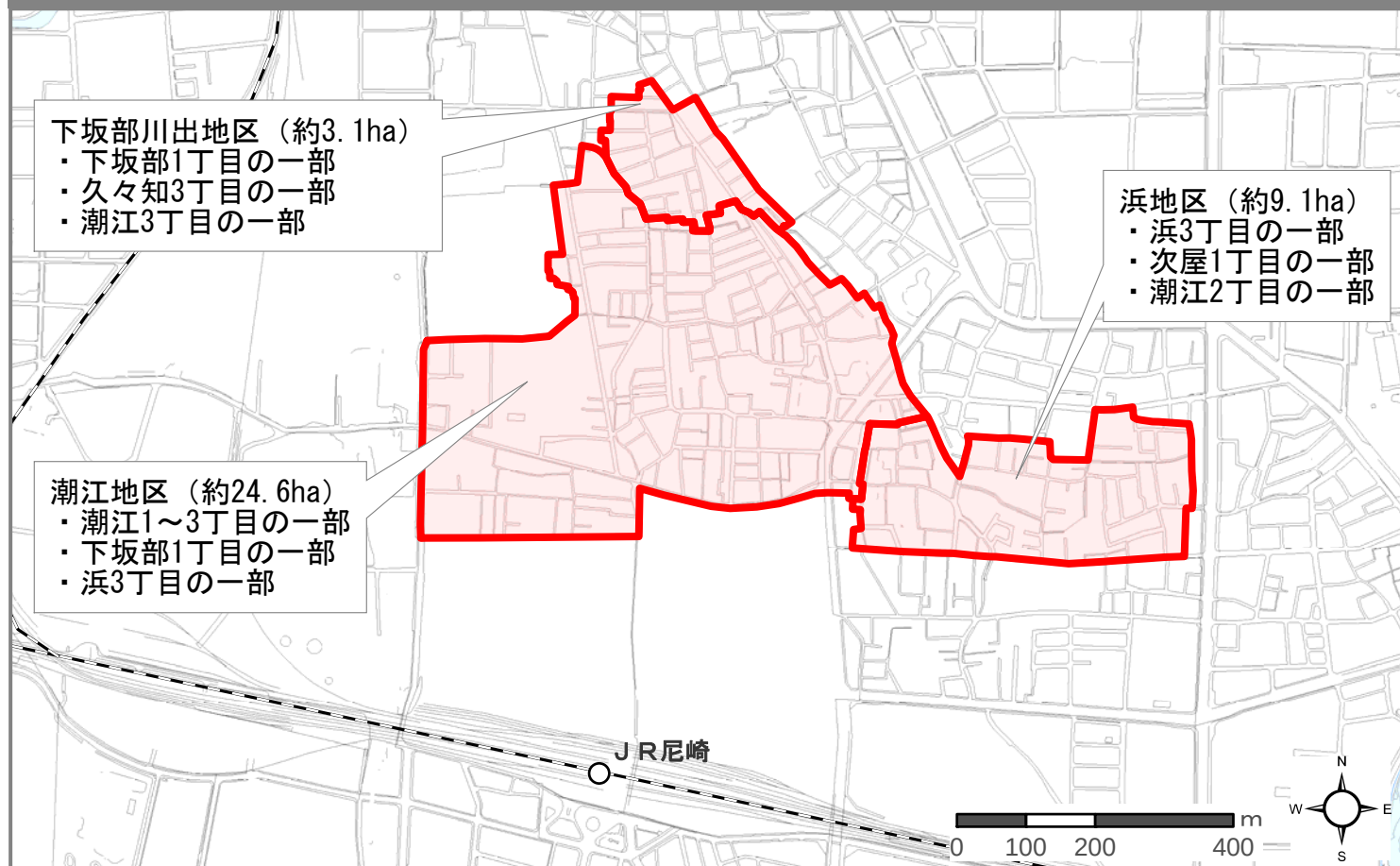


隣地統合促進事業

検索

- 防災街区整備地区計画区域 -

潮江地区 下坂部川出地区 浜地区



今福・杭瀬寺島地区



戸ノ内町北地区

